

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第324号)

平成16年8月30日

横情審答申第324号

平成16年8月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年7月25日総法第579号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件において、その判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が国賠法ではなく、民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の連帯責任の弁護士費用を決裁した理由とその責任者の役職、氏名、住所について、及び弁護士の報酬を標準額とした理由について」の行政文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年(ワ)第 号損害賠償事件において、その判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が国賠法ではなく、民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の連帯責任の弁護士費用を決裁した理由とその責任者の役職、氏名、住所について、及び弁護士の報酬を標準額とした理由について」の行政文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年(ワ)第 号損害賠償事件において、その判決理由に元建築主事の井上氏外2名の違法行為が国賠法ではなく、民法による判断がなされているにもかかわらず、市が井上氏外2名の連帯責任の弁護士費用を決裁した理由とその責任者の役職、氏名、住所について、及び弁護士の報酬を標準額とした理由について」の行政文書(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成15年6月13日付で行った本件申立文書の非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

異議申立人(以下「申立人」という。)が本市及び井上氏外2名に対して損害賠償金を連帯して支払うよう求めた事件(横浜地方裁判所平成11年(ワ)第 号損害賠償請求事件。以下「損害賠償請求事件」という。)において、本市は、本市に係る訴えの部分についてのみ、 氏を訴訟代理人として選任し、及び弁護士費用を支払っており、「井上氏外2名の弁護士費用を支払った」事実はない。

したがって、申立人が開示を請求している文書は、本市において作成し、又は取得していない。

## 4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は、平成11年5月27日に前市長の高秀氏に元横浜市職員 氏、

氏及び現職員井上憲二氏の3氏が地方公務員法第29条第1項第2号等に該当する違法行為を行ったので懲戒処分の申立を行った。

しかるに、申立人が懲戒処分申立を行ったにもかかわらず、市当局は、何ら調査も行わず、井上氏に至っては建築基準法を故意に歪曲し、説明責任も果たさず、その上、申立人を威嚇・恫喝するなどの職権を乱用した違法行為を行ったので、申立人は国賠法ではなく民法による個人としての不法行為の損害賠償請求を行った。

申立人が前述の3氏に対する不法行為についての損害賠償請求を行うと、市の弁護士を受託した氏は、3氏の不法行為が民法には不適法であるので、申立人の請求に対する答弁として却下を求めた。

一審判決においては、3氏の違法行為が建築主事としての公権力の範囲を逸脱しているために弁護士の却下の請求が認められず、同判決においては「・・・右被告らが本件建築確認に対して違法行為を行ったことを認めるに足る証拠はない。」とし、さらに「・・・被告らは、訴えが不適法であるとして却下を求めるが、・・・本件訴えが不適法であるとはまではいえない。」と認定されている。

(2) 井上氏は、申立人に「・・・建基法にはグダグダした規定があるが、運用するのは主事の権限である。私は、4か所の主事を務め建基法を知り尽くしている。あなたが私の回答に不満なら市長ではなく、私を被告として提訴してもらってもよい。私は、これまでも裁判に被告として数多く経験しているので何ら困ることはない。」と威嚇したので、申立人はあえて提訴した。

井上氏は申立人が提訴すると、申立人に対するこれまでの言動を否認し、弁護士が虚偽の主張を行った。

このような井上氏の言動を市当局が奨励し、訴訟になると弁護士費用を市当局が負担することは、市民の税金の無駄遣いであり、極めて遺憾である。

一審判決において、井上氏外2名の違法行為が国賠法ではなく、民法による判断がなされているにもかかわらず、市当局が何の理由根拠もなく井上氏外2名の弁護士費用を支払っていること自体不可解であり、その上、弁護士費用の支払い理由を明記した文書が存在していないのであれば、行政の不作为の違法行為である。

そのために、申立人はそれらの理由を記載した行政文書（決裁書）とその行政文書を作成した責任者の役職、氏名、住所についての文書を請求しているのである。その行政文書と行政文書を作成した責任者の役職、氏名、住所を非開示とする理由根拠は全く存在しないものとする。

(3) 非開示理由説明書には、「・・・本市は、本市に係わる訴えについてのみ

氏を訴訟代理人とし、及び弁護士費用を支払っており、井上氏外2名の弁護士費用を支払った事実はありません。」と虚偽の説明をし、申立人が請求した行政文書の非開示理由をはぐらかした理由の何物でもない。

このような市政は、市民の税金の不当支出の何物でもなく、前市長は井上氏のような違法行為を黙認し、市民との対話を拒否し、訴訟になれば談合している弁護士に市民の税金を際限なく使用した不当支出と言わざるを得ない。

以上のことから、申立人が請求した行政文書が存在しないのであれば、重要な行政の不作為の違法行為であり、弁護士費用を決裁した責任者の役職、氏名、住所については、その行政文書が存在しない理由はなく、非開示の理由根拠にもならない。

## 5 審査会の判断

### (1) 損害賠償請求事件について

損害賠償請求事件は、平成11年7月12日に申立人が横浜地方裁判所に提起した訴訟である。損害賠償請求事件は、申立人の隣接土地建物の所有者が建物建替えのための建築確認を受けるに際して提出した申請書に、申立人所有地の一部を自己所有地とするなど違法な記載等をしたにもかかわらず、鶴見区担当の建築主事は申請書を受理し、確認したなどの違法行為をしたと申立人が主張し、建築主事3人及び横浜市に対し損害賠償を求めたものである。

横浜地方裁判所は、当該建築確認に違法はなく、建築主事が当該建築確認に関して違法行為を行ったと認めるに足る証拠はないとして、申立人の請求を棄却している。申立人は、この判決を不服として、東京高等裁判所に控訴し、さらに、最高裁判所に上告したが、申立人の請求は棄却されている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、損害賠償請求事件において横浜市が鶴見区担当の建築主事3人の弁護士費用を支払うことを決裁した理由、決裁した責任者の役職、氏名及び住所並びに弁護士の報酬額を標準額とした理由が記録されている行政文書である。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、損害賠償請求事件では横浜市は本市に係る訴えの部分についてのみ、訴訟代理人を選任し、弁護士費用を支払っているため、本件申立文書は作成も取得もしていないと説明している。

イ そこで、当審査会では、実施機関が損害賠償請求事件における弁護士費用の支

出について決定した決裁文書の見分を行ったところ、弁護士費用の支出についての決裁文書は、第一審及び控訴審の訴訟代理人の選任及び委任手数料の支出を決定したもの（平成11年度総文第572号及び平成12年度総文第553号。以下「委任手数料決裁文書」という。）並びに事件終了時に訴訟代理人の謝金の支出を決定したもの（平成13年度総法第514号）の3件が存在しており、このうち、委任手数料決裁文書2件については、決裁文書中の説明文からは、委任手数料を横浜市分のみ支出したのか、あるいは、3人の建築主事分を含めて支出したのか明らかではないが、当該決裁文書には委任契約書及び委任状の案文が横浜市のもののみ添付されていることから、横浜市分のみ委任手数料の支出であると判断できる。

さらに、損害賠償請求事件の被告の1人である井上氏と弁護士との委任契約書及び領収書並びに職員厚生会訴訟費用等交付事業関係書類を当審査会で見分したところ、井上氏の弁護士費用については、職員厚生会が互助事業として実施している訴訟費用等交付事業により職員厚生会から訴訟費用の交付を受け、井上氏から弁護士に支払われていることが確認された。

したがって、横浜市は本市に係る訴え部分のみ弁護士費用を支出しているため、本件申立文書は作成も取得もしていないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日  | 審 査 の 経 過               |
|--|-------------------------|
| 平成15年7月25日   | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成15年8月20日<br>(第18回第一部会)<br>平成15年8月22日<br>(第18回第二部会) | ・諮問の報告                  |
| 平成15年9月1日  | ・異議申立人から意見書を受理          |
| 平成16年3月19日<br>(第284回審査会)                             | ・部会で審議する旨決定             |
| 平成16年7月16日<br>(第40回第一部会)                             | ・審議                     |
| 平成16年7月30日<br>(第41回第一部会)                             | ・審議                     |
| 平成16年8月6日<br>(第42回第一部会)                              | ・審議                     |